国民健康保険喪失の手続きについて

必ず国民健康保険の資格喪失の届出を！

社会保険に加入しても、自動的に国民健康保険の資格は喪失されません。
社会保険に加入したときは、必ず14日以内に国民健康保険の資格喪失の届出をしてください。

手続きに必要なもの

①国民健康保険被保険者証

②社会保険被保険者証（扶養の方の分もすべて）

③運転免許証などの身分証明書（本人確認できるもの）・認印

- ◆ 国民健康保険の資格喪失届出がない場合は、国民健康保険税と社会保険などの健康保険料を二重に納めることになります。
- ◆ 国民健康保険の資格喪失届出後、国民健康保険税額の更正となります。更正通知が届くまでは、国民健康保険税を納期納付してください。
- ◆ 過分に納付して頂いた国民健康保険税は還付させて頂き、不足している国民健康保険税は納付して頂きます。
  ※国民健康保険税額が限度額の世帯は税額が変わらない場合があります。

社会保険加入後、国民健康保険被保険者証を使用すると・・・

- ◆ 社会保険などの資格があるにもかかわらず、国民健康保険被保険者証で医療機関に受診した場合、加賀市が医療機関等へ支払った医療費を返還していただきます。（不当利得）
- ◆ 医療機関で受診の際、社会保険加入手続き中などで社会保険被保険者証が手元にない場合は、手続き中であることを医療機関の窓口でお伝えください。

〈 連絡先 〉　加賀市保険年金課　℡　0761－72－7860

国民健康保険に加入する場合（加賀市）

ご家族の健康保険の被扶養者、社会保険任意継続とならない場合は、国民健康保険に加入することになります。**社会保険の資格喪失後14日以内に国民健康保険加入の届出をしてください。**加入の届出が遅れると、国民健康保険税の支払いの機会が少なくなり、1期あたりの負担が大きくなります。

手続きに必要なもの

①社会保険の資格喪失日がわかるもの（離職票、離職証明書など）
※離職票の発行が遅れる場合などに健康保険の「資格喪失連絡票」の交付をお願いします。
②運転免許証などの身分証明書・認印
③雇用保険受給資格者証（失業軽減を受ける場合）
④通帳および届出印

□ 納税義務者

世帯主が納税義務者となります。世帯主が後期高齢者医療制度や社会保険などに加入し、世帯員のみが国民健康保険に加入している場合でも、擬制世帯主として世帯主が納税義務者となります。

□ 保険税の計算方法

世帯単位で年度当初または国民健康保険に新規加入したときの状況から年間の税額を算出します。年度途中で国民健康保険資格の得喪がある場合、月末日の国民健康保険資格の有無により月割します。医療分（基礎課税額）、介護分（介護納付金課税額）、支援金分（後期高齢者支援金等課税額）を算出し、100円未満を切り捨てし合算したものが年税額になります。

□ 非自発的失業者への軽減措置（失業軽減）

会社の倒産や解雇など自ら望まない形（非自発的理由）で失業した人（離職日時点で64歳以下の人）の前年給与所得を100分の30とみなし算定することにより国民健康保険税を軽減します。
軽減期間は離職日の翌日から翌年度末までとなります。
※国民健康保険税額が100分の30となるわけではありません。
※雇用保険受給者であることが条件となります。
（高年齢受給資格者および特例受給資格者を除く）

国民年金の手続き

国民年金は、日本国内に住所がある20歳以上60歳未満のすべての方が加入する制度です。届出を忘れると、将来受け取る老齢基礎年金額が少なくなったり、受けられなくなったりする場合があります。また、不意の事故や病気で障がいが残ったり、亡くなられたりした際には、障害基礎年金や遺族基礎年金が支給されなくなるおそれがありますので、厚生年金保険に加入していた方が退職された場合は、国民年金の加入手続きを行ってください。
※離職者には減免の制度があります。

〈 連絡先 〉　加賀市保険年金課　TEL　0761－72－7860